

はちのこ学級及びはちのこ第2学級指定管理者募集要項

本市の放課後児童クラブであるはちのこ学級及びはちのこ第2学級の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

（1）名 称

はちのこ学級、はちのこ第2学級

（2）位 置

山口市小郡下郷254番地3

（3）施設の設置目的

この施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施します。

（4）開所時間等

①開所時間

- ・ 小学校の放課後から午後6時まで（開所時間延長事業の利用児童がいる場合は、午後6時30分まで）
- ・ 小学校の休業日は、午前8時30分から午後6時まで（開所時間延長事業の利用児童がいる場合は、午前8時から午後6時30分まで）

※ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を変更することができます。また、小学校の臨時休校等により市から開所を要請する場合があります。

②休所日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日まで

※ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日を変更することができます。

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

- （1）留守家庭児童の育成に関すること
- （2）放課後児童クラブの運営管理に関すること
- （3）その他、市長が必要と認めること

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 指定管理料予定額（上限額）

3年間総額の上限額：116,284千円

<内訳>

はちのこ学級：58,474千円

はちのこ第2学級：57,810千円

詳細は、別紙1-1及び別紙1-2指定管理料予定額の積算内訳を参照してください。

5 応募に関する事項

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

(1) 市内に事務所又は事業所等を有すること

(設置地域の地縁団体等で構成される団体を除く。)

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 児童福祉法に定める事業（以下、「事業等」という。）を運営している者（※）で、次の各号に該当しないこと

※ ただし、共同企業体の場合は構成員のいずれかが事業等を運営している者であること

① その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定を取り消され、その取り消された日から5年を経過していない者

② その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から指定の効力を全部または一部停止され、その満了の日の翌日から2年を経過していない者

③ その運営する事業等につき、都道府県知事または市町村長から法令に基づき、適切な措置をとるべき勧告を受け、なおこれに従わず措置命令を受け、その措置命令の日から2年を経過していない者

(4) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと

(5) 山口市から指名停止措置を受けていないこと

(6) 市民税、法人税等を滞納していないこと

(7) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと

(8) 労働者災害補償保険に加入していること

(9) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと

(10) 貸金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

6 募集日程

内容	時期
1 募集要項及び仕様書の配布	令和7年8月1日（金）～9月19日（金）
2 質問事項の受付	令和7年8月8日（金）～22日（金）
3 質問の回答	令和7年8月29日（金）
4 応募書類の受付	令和7年9月1日（月）～9月19日（金） ※最終日は17時必着
5 選定委員会（応募者ヒアリング）	令和7年10月中旬
6 選定結果の公表	令和7年11月4日（火）
7 指定管理者の指定	令和7年12月下旬
8 基本協定締結	令和8年2月中旬
9 年度協定締結	令和8年4月1日（水）

7 募集の手続き

（1）募集要項及び仕様書の配布

- ①配布期間 令和7年8月1日（金）～9月19日（金）午後5時まで
- ②配布場所 山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当
（山口市役所本庁舎2階24番窓口）
- ③その他 募集要項及び仕様書は山口市のウェブサイトに掲載しています。

（2）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和7年8月8日（金）～22日（金）まで
- ②受付方法 質問書に記入の上、電子メールで提出してください。

E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

- ③回答方法 令和7年8月29日（金）に市のウェブサイトで公表します。

（3）申請書の受付

- ①受付期間 令和7年9月1日（月）～9月19日（金）まで（当日、午後5時までに必着のこと。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

- ②提出場所 山口市こども未来部こども未来課子育て応援担当
〒753-8650 山口市亀山町2-1

- ③提出書類一覧（様式の指定がないものは任意様式とします）

ア 指定申請書

書類番号	書類名	備考
ア-1	指定申請書 ※共同企業体の場合、次の書類も添付 ・共同企業体協定書	山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則別記様式（第3条関係）

	・委任状	
--	------	--

イ 応募法人等についての書類

書類番号	書類名	備考
イー 1	定款、規約等	最新の定款、規約その他これらに類する書類
イー 2	(法人の場合のみ) 法人登記簿謄本	申請日前 3 か月以内に発行されたもの
イー 3	役員名簿	最新のもの
イー 4	市税等の滞納がないこと の証明	市が交付する滞納がないことの証明を提出すること
イー 5	財務諸表等	直近 3 年間の財務諸表（任意団体で財務諸表を作成していない場合は団体の決算書）

ウ これまでの事業実績についての書類

書類番号	書類名	備考
ウー 1	児童福祉事業等の実績 (様式)	過去 5 年程度の児童福祉事業の実績

エ 事業計画についての書類

書類番号	書類名	備考
エー 1	事業計画書（様式）	パンフレット等の既存資料がある場合は、それらの添付も可能とします。 ※市が定める事業計画書の項目順に沿って内容を満たしている場合は、任意様式も可能とします。

オ 収支予算書

書類番号	書類名	備考
オー 1 オー 2	収支予算書（様式）	令和 8 ～ 1 0 年度（4 ～ 3 月分で積算） ※はちのこ学級の収支予算書を書類番号オー 1、 はちのこ第 2 学級の収支予算書を書類番号オー 2 として提出してください。 ※ <u>学級ごとに加配対象児童 2 人に対する人件費 1 人分を含めて積算すること。</u>

カ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿
(暴力団排除に係る資格審査のため)

書類番号	書類名	備考
カー 1	誓約書（様式）	

キ その他

書類番号	書類名	備考
キー 1	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類	最新のもの

④提出部数 正本 1 部、副本（正本のコピー） 9 部

※提出書類は、上記③のア～キの順番に並べてインデックスを貼り、
A 4 判のフラットファイルに綴じ提出すること。

⑤その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAX での提出は認めません。

8 選定方法

こども未来部指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募資格要件を満たしているものを対象に、各委員が選考事項（別紙 2 採点基準表参照）に沿って採点した評価値をもとに、必要最低限の選定基準（総計得点が総配点合計の 6 割以上）を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い申請者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。

9 申請に要する経費及び留意事項

- （1）申請に要する経費は全て申請者の負担とします。
- （2）申請にあたって提出した書類の内容の変更及び差し替えは、軽微な誤りの修正を除き認めません。
- （3）提出書類はお返しできません。
- （4）やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- （5）共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。
また、1 つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- （1）申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- （2）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- （3）虚偽の内容が記載されているもの

- (4) 指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案があったとき
- (5) 応募資格要件を満たしていないことが発覚したとき
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

11 ヒアリング

令和7年10月中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人等の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

12 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、山口市のウェブサイトで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表します。

また、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。（ただし、その他の団体の個別の採点結果については「団体A」「団体B」・・・と表記します。）

13 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和7年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

14 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。

ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。この場合、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

15 事務・業務の引継ぎについて

指定管理者を指定後、令和8年4月の業務開始に向けて、随時、当該指定管理者と協議や事務引継ぎを行います。その経費については指定管理者の負担とします。

16 配布書類

- (1) 指定申請書（様式）
- (2) 児童福祉事業等の実績（様式）
- (3) 事業計画書（様式）
- (4) 収支予算書（様式）
- (5) 誓約書（様式）
- (6) 質問書
- (7) はちのこ学級及びはちのこ第2学級指定管理者仕様書
- (8) 山口市放課後児童クラブ設置及び管理条例
- (9) 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 山口市放課後児童クラブ運営規則

問い合わせ先

山口市こども未来部こども未来課

子育て応援担当

電話 083-934-2756

E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

別紙1-1 指定管理料予定額の積算内訳(はちのこ学級)

項目	金額	内訳	積算	説明
人件費	29,637,300	支援員・補助員人件費	時給 × 1,644.5 時間 × 4 人 × 3 年 (平日)	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の定めるところにより、支援の単位が2の本施設では4人以上の配置が必要 土曜日は支援の単位が1(2人配置)を想定。また、賃金単価は山口市会計年度任用職員賃金単価を参考に算出。令和7年度賃金単価1,245円を基本とし、増額を見込む。
			時給 × 561.0 時間 × 2 人 × 3 年 (土曜)	
	692,820	支援員・補助員時間外	時給 × 30 時間 × 6 人 × 3 年	
	407,994	引継ぎ加算	時給 × 106 日 × 3 年	長期休業中等で午前中から開所する日については、職員の交代に伴う引継ぎ
	4,724,181	賃金改善手当	119 円 × 2,205.5 時間 × 6 人 × 3 年	都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員に対して支給する
	2,376,000	処遇改善手当	11,000 円 × 6 人役 × 12 月 × 3 年	放課後児童クラブに勤務する者(事務員等含む)で、就業規則等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じたもので計算
	1,385,640	代替職員賃金	時給 × 6 人 × 60 時間 × 3 年	職員の有給休暇等の際の代替職員人件費
	8,488,970	障がい児受入人件費 (職員の追加配置)	時給 × 2,205.5 時間 × 1 人 × 3 年	障がい児の受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置 (本指定管理者募集にあたっては、1人を想定しています)
	4,752,000	社会保険料等	22,000 円 × 12 月 × 6 人 × 3 年	
運営費	1,674,000	光熱水費	558,000 円 × 3 年	電気、上下水道、ガス代
	165,600	電話代	4,600 円 × 12 か月 × 3 年	
	199,200	活動費	33,200 円 × 2 支援の単位 × 3 年	職員の研修参加等に係る経費
	2,655,000	教材費	50 円 × 60 定員 × 295 開所日 × 3 年	
	210,600	スポーツ保険料	児 童 分 (800 円 × 60 人) + 職 員 分 (1,850 円 × 12 人) × 3 年	
	371,520	職員健康診断料	10,320 円 × 12 人 × 3 年	
	72,000	インフル予防接種補助	2,000 円 × 12 人 × 3 年	
運営 雑費	660,300		220,100 円 × 3 年	運営雑費等
合計	58,474,000	* 千円未満切り上げ		

別紙1-2 指定管理料予定額の積算内訳(はちのご第2学級)

項目	金額	内訳	積算	説明
人件費	29,637,300	支援員・補助員人件費	時給 × 1,644.5 時間 × 4 人 × 3 年 (平日)	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の定めるところにより、支援の単位が2の本施設では4人以上の配置が必要 土曜日は支援の単位が1(2人配置)を想定。また、賃金単価は山口市会計年度任用職員賃金単価を参考に算出。令和7年度賃金単価1,245円を基本とし、増額を見込む。
			時給 × 561.0 時間 × 2 人 × 3 年 (土曜)	
	692,820	支援員・補助員時間外	時給 × 30 時間 × 6 人 × 3 年	
	407,994	引継ぎ加算	時給 × 106 日 × 3 年	長期休業中等で午前中から開所する日については、職員の交代に伴う引継ぎ
	4,724,181	賃金改善手当	119 円 × 2,205.5 時間 × 6 人 × 3 年	都道府県知事、指定都市市長が実施する研修を修了した放課後児童クラブ支援員に対して支給する
	2,376,000	処遇改善手当	11,000 円 × 6 人役 × 12 月 × 3 年	放課後児童クラブに勤務する者(事務員等含む)で、就業規則等で定めた常勤1か月あたりの勤務に対し、補助単価を乗じたもので計算
	1,385,640	代替職員賃金	時給 × 6 人 × 60 時間 × 3 年	職員の有給休暇等の際の代替職員人件費
	8,488,970	障がい児受入人件費 (職員の追加配置)	時給 × 2,205.5 時間 × 1 人 × 3 年	障がい児の受入れにあたって、必要に応じ職員を追加配置 (本指定管理者募集にあたっては、1人を想定しています)
	4,752,000	社会保険料等	22,000 円 × 12 月 × 6 人 × 3 年	
運営費	1,569,000	光熱水費	523,000 円 × 3 年	電気、上下水道、ガス代
	165,600	電話代	4,600 円 × 12 か月 × 3 年	
	199,200	活動費	33,200 円 × 2 支援の単位 × 3 年	職員の研修参加等に係る経費
	2,212,500	教材費	50 円 × 50 定員 × 295 開所日 × 3 年	
	186,600	スポーツ保険料	児 童 分 (800 円 × 50 人) + 職 員 分 (1,850 円 × 12 人) × 3 年	
	371,520	職員健康診断料	10,320 円 × 12 人 × 3 年	
	72,000	インフル予防接種補助	2,000 円 × 12 人 × 3 年	
運営 雑費	568,200		189,400 円 × 3 年	運営雑費等
合計	57,810,000	* 千円未満切り上げ		

別紙２ 採点基準表

評価項目		評価の視点	審査書類	評点
大項目	小項目			
(１) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇したりするおそれはないか。	事業計画書 １．(３)	１０点満点
(２) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	指定管理者に応募した動機	・事業運営に対する姿勢は意欲的か。 ・施設の公益性を認識しているか。	事業計画書 １．(１)	５満点
	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	事業計画書 １．(２)	１５満点
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	事業計画書 ２．(１)	１５満点
		平日の活動内容	事業計画書 ２．(２)	１０満点
		土曜日・長期休業中の活動内容	事業計画書 ２．(３)	１０満点
		支援の必要な児童への対応	事業計画書 ２．(４)	１５満点
		児童の衛生管理、体調管理	事業計画書 ２．(５)	１５満点
	地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	事業計画書 ２．(６)	１０満点
(３) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。 <u>※指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案された場合は失格とします。</u>	収支予算書	５満点
(４) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	安定した運営を行うための財政的基盤	・応募者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	１０満点
	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	事業計画書 ３．(１) ３．(２)	１０満点

	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	事業計画書 3. (3)	10 満点
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	事業計画書 3. (4)	10 満点
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	事業計画書 4. (1) 4. (2)	10 満点
	人材育成のための取組がなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取組がなされているか。	事業計画書 4. (3)	15 満点
	同種施設、類似施設での運営実績があること	・放課後児童クラブ、その他児童福祉施設の運営実績があるか。	児童福祉事業の実績	15 満点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	市の施策を踏まえた事業提案があること	・事業者独自の取組が市の施策へ貢献しているか。 ・放課後児童クラブだけではなく、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援などについて連携した取組が提案されているか。	事業計画書 5.	10 満点
合計				200